

事実行為の委任状・システム送達を受ける旨の届出・  
システム送達受取人の届出・  
送達場所等の届出・入力依頼書面

●●地方裁判所民事第●部 御中

令和●年●月●日

住所 \_\_\_\_\_

原告 被告 \_\_\_\_\_ 印

私は、次の各項目のうちチェックボックス（）にチェック等を入れたものについて<sup>1</sup>、その記載のとおり、依頼・届出等を行います。

### 1 事実行為の委任

私は、下記の事件に関し、第三者である下記の者（以下「本件サポータ」という。）に、民事訴訟法第132条の10第1項の申立て等に関する書面に記載すべき事項（民事訴訟規則第52条の9第1項）の入力行為について委任します。

<b>【事件の表示】</b>	
事件名	_____ 請求事件 (令和 年 ( ) 第 _____ 号 )
裁判所名	_____ 裁判所 _____ 支部
相手方名	_____
<b>【サポータ】</b>	
氏名	_____
当事者ID	_____
住所	_____
電話	_____
本人との関係性	
<input type="checkbox"/> 親族（続柄： _____）	
<input type="checkbox"/> 士業者（ <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士 ）	
<input type="checkbox"/> その他（詳しく記入： _____）	

<sup>1</sup> この書式では、通常利用が想定される項目について、あらかじめチェックが付されていますが、あなたの希望により、その利用を希望しない項目については、チェックを外した上で、依頼・届出等を行ってください。

## 2 システム送達を受ける旨の届出（民事訴訟法第109条の2第1項ただし書）及びシステム送達受取人の届出（民事訴訟法第109条の2第2項）

上記事件について、民事訴訟法第109条の2第1項本文所定の方法による電磁的記録の送達（システム送達）を受ける旨を届け出ます。

私がシステム送達の通知を受ける連絡先は、私の mints アカウント（当事者 ID \_\_\_\_\_）に登録されたメールアドレスのとおりです。

上記事件について、裁判所から私宛てに送達すべき電磁的記録（ファイル）は、

上記1で依頼した本件サポートにシステム送達してください。

次の受取人 \_\_\_\_\_ にシステム送達してください。

（ 関係性  親族（続柄： \_\_\_\_\_）

士業者（  弁護士  司法書士 \_\_\_\_\_）

その他（詳しく記入： \_\_\_\_\_）

同人のシステム送達の通知を受ける連絡先は、同人の mints アカウント（当事者 ID \_\_\_\_\_）に登録されたメールアドレスのとおりです。

## 3 送達場所等の届出（民事訴訟法第104条第1項）

【送達場所の届出】（※必須記載項目）

上記事件について、私に対する書類は、次の場所に宛てて送ってください。  
〒 \_\_\_\_\_

住所  勤務先  その他

【送達受取人の届出】（上記送達場所の届出「その他」の方は必ず記載してください）

私に対する書類の宛名（氏名）は、次の者宛てにしてください。

（氏名） \_\_\_\_\_

親族（続柄： \_\_\_\_\_）

士業者（  弁護士  司法書士 \_\_\_\_\_）

その他（詳しく記入： \_\_\_\_\_）

## 4 入力依頼（民事訴訟規則第52条の11第1項ただし書）

私は、本件サポートに対し、次の各書面等の電子提出に当たり、私に代わり、民事訴訟法第132条の10第1項の申立て等に関する書面に記載すべき事項（民事訴訟規則第52条の9第1項）を入力することを依頼します。

訴状（別紙請求の趣旨及び請求の原因欄記載のとおり請求をするもの）  
※提出予定の訴状の草案を添付してください。

証拠説明書\_\_\_\_  答弁書  準備書面\_\_\_\_

\_\_第\_\_号証  \_\_\_\_\_

上記2のシステム送達を受ける旨の届出

上記2のシステム送達受取人の届出

上記3の送達場所の届出

上記3の送達受取人の届出

例) 「証拠説明書1」、「準備書面2」、「甲第1～3号証」

以上

## 記載に当たっての留意事項

- サポータに初めて mints による申立書等の提出行為や相手方からの書面等のデータの受取を依頼するときは、この書面を記載したうえで、本書面の画像情報 (PDF) を申立て等に関する書面と併せて mints にアップロードしてください。
- サポータに2回目以降に提出行為を依頼するときも、入力依頼書面はその都度提出が必要です。「入力依頼書面」の画像情報 (PDF) をサポータに提出して欲しい書面と併せてアップロードしてください。

### (留意事項)

※ 本書面は、送達場所等の届出のほか、事実行為の委任状・入力依頼書面・システム送達受取人届出を合わせて行う場合にご利用いただくことを想定しています。もともと、必要となる事項について、チェックボックスにチェックしていただくことで、依頼・届出を希望する項目を選択することも可能です。

### **0 氏名欄**

- 本書面冒頭の氏名欄には、届出や入力依頼等をする本人が署名又は記名押印をしてください。

### **1 事実行為の委任**

- 本人がサポータに依頼して mints (民事裁判書類電子提出システム) を利用して裁判書類を電子提出するためには、手続の冒頭で、システムによる提出行為という事実行為等をサポータに委任したことを示す本人作成の資料として、事実行為の委任状を提出する必要があります。

### **2 システム送達を受ける旨の届出 (民事訴訟法第109条の2第1項ただし書)、システム送達受取人の届出 (民事訴訟法第109条の2第2項)**

- システム送達とは、あなたが mints を利用している場合 (システム送達を受ける旨の届出をしている場合) に、裁判所書記官が mints 上に送達対象のファイルをアップロードすることで、そのファイルを閲覧又はダウンロードすることができる措置をとり、mints から、mints に登録されたあなたのメールアドレスに宛てて、その旨の通知が発せられることにより行われる送達です。
- システム送達受取人は、あなたに代わり、裁判所からのシステム送達を受けてくれる人です。システム送達受取人は、自らの ID、パスワードで mints にサインインして、あなたが送達を受けるべき電磁的記録 (ファイル) について、閲覧・ダウンロードをすることが可能となります。送達対象の電磁的記録 (ファイル) の閲覧・ダウンロードが可能となったことは、メールでシステム送達受取人宛てに通知します。

- また、あなたやシステム送達受取人が電磁的記録（ファイル）を閲覧又はダウンロードしなくても、原則として通知から1週間経過すれば送達の効力が生じ、あなたが電磁的記録（ファイル）の内容を了知したものとして、手続が進行しますので、ご注意ください。

### **3 送達場所等の届出**

#### **【送達場所の届出】**

- 裁判所が、あなた宛てに、裁判書類を特別送達郵便（配達担当者が対面で郵便物を渡し、受領印等をいただく方法）等で送達する場合がありますので、今後、裁判所があなた宛てに書類を送付や送達する際の送達場所を届け出てください。送達場所は、日本国内に限ります。  
※集合住宅の場合は部屋番号まで、勤務先の場合は社名・店名まで記載してください。

#### **【送達受取人の届出】**

- 送達場所として届け出た場所に通常あなたがいな場合で、ほかの方に書類を受け取ってもらいたい場合には、その方を送達受取人として届け出ることができます。

※送達場所の届出があった場合、その後の送達は、その届出場所に宛てて行われます。裁判所が送達場所として届け出た場所宛てに書面を送達した場合、不在や転居等の理由により実際に受領しなかったときでも、その書面を受け取ったものとして扱われることがありますので、記載にあたってはご注意ください。

### **4 入力依頼（民事訴訟規則第52条の11第1項ただし書）**

- 本人がサポートに依頼して mints に裁判書類を電子提出するためには、その具体的な電子提出の都度、電子提出を依頼する裁判書類を特定して、その電子提出を依頼する旨の書面を作成し、その画像情報を電子提出する必要があります。
- この項目は、サポートに具体的な裁判書類の電子提出の依頼をするもので、電子提出を依頼する裁判書類の種類にチェックを入れてください。

以上

## 記載例

原告田中太郎が、システム送達を受ける旨の届出をするとともに、司法書士である裁判花子に対し、同人を送達受取人・システム送達受取人として届け出て、同人に対し、自分に代わり、裁判書類の裁判所のシステムへの電子提出を依頼する場合の記載例

事実行為の委任状・ システム送達を受ける旨の届出・システム送達受取人の届出・ 送達場所等の届出・入力依頼書面	
東京地方裁判所民事第 部 御中	令和 8 年 7 月 3 1 日
提出先裁判所の「部」が 分からない場合には空欄 で差し支えありません。	住所 <u>東京都千代田区霞が関 1 丁目 1 番 4</u>
	<input checked="" type="checkbox"/> 原告 <input type="checkbox"/> 被告 <u>田中 太郎</u> 印
私は、次の各項目のうちチェックボックス（ <input type="checkbox"/> ）にチェック等を その記載のとおり、依頼・届出等を行います。	ご本人で、署名をするか、 記名押印をしてください。
<b>1 事実行為の委任</b>	
私は、下記の事件に関し、第三者である下記の者（以下「本件サポータ」という。）に、 民事訴訟法第 1 3 2 条の 1 0 第 1 項の申立て等関する書面に記載すべき事項（民事訴訟 規則第 5 2 条の 9 第 1 項）の入力行為について委任します。	
<b>【事件の表示】</b>	
事件名 <u>損害賠償 請求事件</u> (令和 年 ( ) 第 号 )	
裁判所名 <u>東京 裁判所</u> 支部	
相手方名 <u>横浜 二郎</u>	
<b>【サポータ】</b>	
氏 名 <u>裁判 花子</u>	
当事者 ID <u>0000000000001</u>	
住 所 <u>東京都八王子市●●町○丁目△</u>	
電 話 <u>0 4 2 - 0 0 0 - 0 0 0 0</u>	
本人との関係性	
<input type="checkbox"/> 親族（続柄： )	
<input checked="" type="checkbox"/> 士業者 ( <input type="checkbox"/> 弁護士 <input checked="" type="checkbox"/> 司法書士 )	
<input type="checkbox"/> その他（詳しく記入： )	

事件番号が分からないときには、空欄  
で差し支えありません。

## 2 システム送達を受ける旨の届出（民事訴訟法第109条の2第1項ただし書）及びシステム送達受取人の届出（民事訴訟法第109条の2第2項）

上記事件について、民事訴訟法第109条の2第1項本文所定の方法による電磁的記録の送達（システム送達）を受ける旨を届け出ます。

- 私がシステム送達の通知を受ける連絡先は、私の mints アカウント（当事者 ID \_\_\_\_\_）に登録されたメールアドレスのとおりです。

システム送達受取人を届け出の場合には、空欄で差し支えありません。

- 上記事件について、裁判所から私宛てに送達すべき電磁的記録（ファイル）は、

- 上記1で依頼した本人サポータにシステム送達してください。

- 受取人 \_\_\_\_\_ にシステム送達してください。

関係性	<input type="checkbox"/> 親族（続柄： _____）
	<input type="checkbox"/> 士業者（ <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士 ）
	<input type="checkbox"/> その他（詳しく記入： _____）

同人のシステム送達の通知を受ける連絡先は、同人の mints アカウント（当事者 ID \_\_\_\_\_）に登録されたメールアドレスのとおりです。

## 3 送達場所等の届出（民事訴訟法第104条第1項）

【送達場所の届出】（※必須記載項目）

- 上記事件について、私に対する書類は、次の場所に宛てて送ってください。

〒192-0000

東京都八王子市●●町〇丁目△

- 住所  勤務先  その他

書類で送達する場合がありますので、その際に、送達して欲しい場所を記載してください。

【送達受取人の届出】（上記送達場所の届出「その他」の方は必ず記載してください）

- 私に対する書類の宛名（氏名）は、次の者宛てにしてください。

（氏名） 裁判 花子

- 親族（続柄： \_\_\_\_\_）  
 士業者（  弁護士  司法書士 ）  
 その他（詳しく記入： \_\_\_\_\_）

上記の書類を送達して欲しい場所が、ご自身の自宅や勤務先以外の場合で、受取人がご自身以外のときには、書類を受け取る方の名前とその関係性を記載してください。

## 4 入力依頼（民事訴訟規則第52条の11第1項ただし書）

- 私は、本件サポータに対し、次の各書面等の電子提出に当たり、私に代わり、民事訴訟法第132条の10第1項の申立て等に関する書面に記載すべき事項（民事訴訟規則第52条の9第1項）を入力することを依頼します。

- 訴状（別紙請求の趣旨及び請求の原因欄記載のとおり）の請求をするもの  
※提出予定の訴状の草案を添付してください。

- 証拠説明書 1  答弁書  準備書面 \_\_\_\_\_

甲第1～5号証  全部事項証明書

上記2のシステム送達を受ける旨の届出

上記2のシステム送達受取人の届出

上記3の送達場所の届出

上記3の送達受取人の届出

例) 「証拠説明書1」、「準備書面2」、「甲第1～3号証」

以上